

AMCoR

Asahikawa Medical College Repository <http://amcor.asahikawa-med.ac.jp/>

日本輸血学会雑誌 (2006.5) 52巻2号:224ページ.

献血血液の安全度と献血者確保について 輸血部における安全な輸血
管理と適正使用 当院の取り組みと解決すべき問題点

紀野修一

Y5 輸血部における安全な輸血管理と適正使用—当院の取り組みと解決すべき問題点—

旭川医科大学病院臨床検査・輸血部

紀野修一

TEL : 0166-69-3381 FAX : 0166-65-0878 E-mail : skino@asahikawa-med.ac.jp

平成 14 年、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（血液法）の制定と薬事法の改正により、血液製剤の安全性確保とその適正使用が法に明確に規定された。平成 17 年 9 月には、輸血療法の実施に関する指針、血液製剤の使用指針が改訂され、輸血を扱う医療従事者の遵守すべき具体的な事項が提示された。したがって、医療機関は、安全な輸血管理を行うためには輸血療法の実施に関する指針を、血液製剤を適正に使用するためには血液製剤の使用指針を具現化すればよいことになる。しかし、両指針を忠実に実践するためには、さまざまな側面から解決しなければならない数多くの問題が残されている。

輸血部門において最優先で解決すべき課題は、患者の安全を保障できる院内体制を確立することである。そのためには、1) 血液センターから納入された製剤の適切な保管管理、2) 輸血検査の信頼性確保、3) 輸血実施上のリスク管理、4) 輸血副作用のモニタリングとその対応など、患者の安全確保に関するシステムの構築が必須である。また、適正使用を推進するためには、1) 輸血療法委員会の活性化、2) 製剤使用状況のモニタリング、3) 不適正使用への介入、4) 適正使用に関わる教育や使用法に対するコンサルテーション、などが必要である。さらに、大学病院輸血部門の役割として、行政や日本赤十字社と協力しながら地域レベルでの血液製剤の適正使用推進に寄与することがあげられる。

血液法制定により医療機関における輸血療法の安全性確保と適正輸血の推進が強く求められ、輸血部門が一層有効に機能することが必要不可欠である。当院では平成元年の輸血部開設以来、安全で適正な輸血医療を実践するために、厚生（労働）省などから示された指針などを遵守すべく取り組んできた。今回、とくに血液法制定以降に当院で取り組んできた事項とその成果を紹介する。そして、さらに安全な輸血管理と適正使用を実現するために解決すべき問題点を提示する。